

令和2年度

安城市補正予算書

第12号議案

令和2年度安城市一般会計補正予算（第8号）について

令和2年度安城市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,546,501千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,699,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		38,053,571	1,074,138	39,127,709
	5 市民税	15,500,500	850,000	16,350,500
	10 固定資産税	18,369,000	188,338	18,557,338
	15 軽自動車税	421,901	16,000	437,901
	20 市たばこ税	1,262,000	20,000	1,282,000
	27 入湯税	1,170	△200	970
15 利子割交付金		20,000	10,000	30,000
	5 利子割交付金	20,000	10,000	30,000
26 法人事業税交付金		300,000	50,000	350,000
	5 法人事業税交付金	300,000	50,000	350,000
30 地方消費税交付金		4,200,000	50,000	4,250,000
	5 地方消費税交付金	4,200,000	50,000	4,250,000
36 環境性能割交付金		130,000	△30,000	100,000
	5 環境性能割交付金	130,000	△30,000	100,000
40 地方特例交付金		210,000	54,938	264,938
	5 地方特例交付金	210,000	54,938	264,938
55 分担金及び負担金		404,204	△90,000	314,204
	5 負担金	404,204	△90,000	314,204
60 使用料及び手数料		969,820	△153,667	816,153
	5 使用料	598,325	△118,313	480,012
	10 手数料	371,495	△35,354	336,141
65 国庫支出金		9,392,599	672,912	10,065,511
	5 国庫負担金	6,365,650	△34,792	6,330,858
	10 国庫補助金	2,991,040	707,634	3,698,674
	15 委託金	35,909	70	35,979
70 県支出金		4,560,176	△108,219	4,451,957
	5 県負担金	2,231,253	△26,227	2,205,026

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 県補助金	1,909,729	△85,453	1,824,276
	15 委託金	410,327	3,461	413,788
75 財産収入		123,688	130,357	254,045
	5 財産運用収入	68,476	81,457	149,933
	10 財産売払収入	55,212	48,900	104,112
80 寄附金		108,267	342	108,609
	5 寄附金	108,267	342	108,609
85 繰入金		8,818,941	△1,900,000	6,918,941
	10 基金繰入金	8,818,940	△1,900,000	6,918,940
90 繰越金		1,715,477	2,564,156	4,279,633
	5 繰越金	1,715,477	2,564,156	4,279,633
95 諸収入		8,693,211	△31,456	8,661,755
	10 市預金利子	400	3,588	3,988
	25 雑入	8,439,782	△35,044	8,404,738
99 市債		3,606,000	△747,000	2,859,000
	5 市債	3,606,000	△747,000	2,859,000
歳 入 合 計		82,152,954	1,546,501	83,699,455

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		410,180	△3,406	406,774
	5 議会費	410,180	△3,406	406,774
10 総務費		12,569,890	3,518,959	16,088,849
	5 総務管理費	11,293,749	3,560,226	14,853,975
	10 徴税費	591,298	△20,511	570,787
	15 戸籍住民基本台帳費	519,427	△11,036	508,391
	20 選挙費	34,892	0	34,892
	25 統計調査費	84,935	△9,370	75,565
	30 監査委員費	45,589	△350	45,239
15 民生費		26,673,322	△589,500	26,083,822
	5 社会福祉費	11,625,509	△151,521	11,473,988
	10 児童福祉費	13,621,289	△394,979	13,226,310
	15 生活保護費	1,425,024	△43,000	1,382,024
20 衛生費		7,015,086	896,244	7,911,330
	5 保健衛生費	2,978,746	△249,376	2,729,370
	10 環境費	3,632,000	1,140,774	4,772,774
	15 水道事業費	404,340	4,846	409,186
25 労働費		209,924	△87,200	122,724
	5 労働諸費	209,924	△87,200	122,724
30 農林水産業費		1,451,512	△61,362	1,390,150
	5 農業費	1,451,512	△61,362	1,390,150
35 商工費		2,117,270	△178,953	1,938,317
	5 商工費	2,117,270	△178,953	1,938,317
40 土木費		12,556,394	△824,062	11,732,332
	5 土木管理費	335,656	0	335,656
	10 道路橋りょう費	2,338,756	△277,865	2,060,891
	15 河川費	803,065	△59,025	744,040

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	20 都市計画費	6,757,472	△319,504	6,437,968
	25 下水道事業費	1,828,814	△128,868	1,699,946
	30 住宅費	492,631	△38,800	453,831
45 消防費		2,182,433	△139,754	2,042,679
	5 消防費	2,182,433	△139,754	2,042,679
50 教育費		13,572,091	△887,504	12,684,587
	5 教育総務費	1,110,423	△85,036	1,025,387
	10 小学校費	2,871,830	△300,670	2,571,160
	15 中学校費	714,654	△58,461	656,193
	20 幼稚園費	597,048	△27,357	569,691
	25 社会教育費	1,939,876	△97,722	1,842,154
	30 保健体育費	6,338,260	△318,258	6,020,002
60 公債費		3,035,157	△64,001	2,971,156
	5 公債費	3,035,157	△64,001	2,971,156
65 諸支出金		34,195	△32,960	1,235
	5 普通財産取得費	34,195	△32,960	1,235
歳 出 合 計		82,152,954	1,546,501	83,699,455

第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
50 教育費	30 保健体育費	北部学校給食 施設整備事業	千円		千円	千円		千円
			2,548,000	令和元年度	1,219,200	2,516,963	令和元年度	1,219,200
				令和2年度	1,328,800		令和2年度	1,297,763

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
15 民生費	10 児童福祉費	保育園施設改修事業	9,000
20 衛生費	10 環境費	リサイクルプラザ施設管理事業	23,000
25 労働費	5 労働諸費	雇用対策定着事業	5,000
30 農林水産業費	5 農業費	デンパーク施設運営事業	13,200
		土地改良施設改修事業	23,428
35 商工費	5 商工費	企業立地推進事業	20,000
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	17,000
		橋りょう維持管理事業	14,859
		道路新設改良事業	345,697
		交通安全施設整備事業	98,385
	15 河川費	河川新設改良事業	62,000
	20 都市計画費	まちづくり推進事業	27,951
		交通結節点整備促進事業	18,000
		駅施設管理事業	13,850
		土地区画整理事業	45,660
		南明治第一土地区画整理事業	233,000
		住宅市街地総合整備事業	10,000
	50 教育費	30 保健体育費	北部学校給食施設整備事業

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%		千円		%	
緑箕輪2号線 道路整備事業	55,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金につい ては、その融資 条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 と協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換えるこ とができる。	31,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ
里荒畑5号線 道路整備事業	19,000				0			
山中曾根線他 道路整備事業	61,000				17,000			
新明東栄線他 道路整備事業	23,000				0			
姫小川藤井 線・居林橋道 路整備事業	55,000				28,000			
福釜安城線・ 通学橋道路整 備事業	58,000				26,000			
長根東山ノ田 線他交差点改 良事業	65,000				21,000			
勢井前第一排 水区内水対策 事業	165,000				146,000			
西町雨水幹線 新設改良事業	43,000				42,000			
安城桜井駅周 辺特定土地区 画整理事業	456,000				296,000			
南明治第一土 地区画整理事 業	733,000				600,000			
住宅市街地総 合整備事業	93,000				71,000			
北部学校給食 施設整備事業	996,000	797,000						

第13号議案

令和2年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度安城市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,783千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,029,583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国民健康保険税		2,778,175	462,942	3,241,117
	5 国民健康保険税	2,778,175	462,942	3,241,117
15 国庫支出金		327,000	△304,686	22,314
	10 国庫補助金	327,000	△304,686	22,314
25 県支出金		9,355,268	△121,833	9,233,435
	5 県補助金	9,355,268	△121,833	9,233,435
35 財産収入		25	783	808
	5 財産運用収入	25	783	808
40 繰入金		1,110,025	48,577	1,158,602
	5 他会計繰入金	1,110,025	48,577	1,158,602
歳 入 合 計		13,943,800	85,783	14,029,583

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		193,225	△3,000	190,225
	5 総務管理費	163,699	△3,000	160,699
10 保険給付費		8,832,840	187,000	9,019,840
	5 療養諸費	7,807,544	115,000	7,922,544
	10 高額療養費	923,751	72,000	995,751
23 国民健康保険事業費納 付金		4,584,770	0	4,584,770
	5 医療給付費分	3,106,418	0	3,106,418
30 基金積立金		25	783	808
	5 基金積立金	25	783	808
40 諸支出金		131,976	△99,000	32,976
	5 償還金及び還付加算金	131,976	△99,000	32,976
歳 出 合 計		13,943,800	85,783	14,029,583

第14号議案

令和2年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度安城市の有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,725千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 使用料及び手数料		239,000	△53,000	186,000
	5 使用料	239,000	△53,000	186,000
12 財産収入		8	375	383
	5 財産運用収入	8	375	383
25 諸収入		2,400	△1,100	1,300
	5 雑入	2,400	△1,100	1,300
歳 入 合 計		243,000	△53,725	189,275

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 有料駐車場費		243,000	△53,725	189,275
	5 駐車場費	220,397	△53,725	166,672
歳 出 合 計		243,000	△53,725	189,275

第15号議案

令和2年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正
予算（第1号）について

令和2年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,499,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業収入		670,076	△200,000	470,076
	5 保留地処分金	670,076	△200,000	470,076
15 国庫支出金		315,055	△184,924	130,131
	10 国庫補助金	315,055	△184,924	130,131
20 県支出金		11,700	△900	10,800
	5 県負担金	11,700	△900	10,800
30 繰入金		624,567	257,562	882,129
	5 一般会計繰入金	624,567	△170,900	453,667
	10 基金繰入金	0	428,462	428,462
35 繰越金		1	6,262	6,263
	5 繰越金	1	6,262	6,263
40 諸収入		1,500	△1,300	200
	10 雑入	1,500	△1,300	200
歳 入 合 計		1,623,000	△123,300	1,499,700

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 安城桜井駅周辺特定土 地区画整理費		1,623,000	△123,300	1,499,700
	5 土地区画整理費	1,425,132	△123,300	1,301,832
歳 出 合 計		1,623,000	△123,300	1,499,700

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
5 安城桜井駅周辺 特定土地区画整 理費	5 土地区画整理費	土地区画整理事業	千円 104,000

第16号議案

令和2年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度安城市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,069,539千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保険料		2,480,001	149,999	2,630,000
	5 介護保険料	2,480,001	149,999	2,630,000
15 国庫支出金		2,322,222	△244,249	2,077,973
	5 国庫負担金	1,837,940	△107,289	1,730,651
	10 国庫補助金	484,282	△136,960	347,322
20 支払基金交付金		2,788,379	△151,811	2,636,568
	5 支払基金交付金	2,788,379	△151,811	2,636,568
25 県支出金		1,508,015	△76,474	1,431,541
	5 県負担金	1,395,712	△77,732	1,317,980
	10 県補助金	111,303	1,258	112,561
30 財産収入		34	1,192	1,226
	5 財産運用収入	34	1,192	1,226
35 繰入金		1,935,294	△187,375	1,747,919
	5 一般会計繰入金	1,792,374	△44,455	1,747,919
	10 基金繰入金	142,920	△142,920	0
40 繰越金		1	544,257	544,258
	5 繰越金	1	544,257	544,258
歳 入 合 計		11,034,000	35,539	11,069,539

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		279,195	△20,200	258,995
	5 総務管理費	165,126	△4,200	160,926
	15 介護認定審査会費	98,331	△16,000	82,331
10 保険給付費		9,949,700	△15,000	9,934,700
	5 介護サービス等諸費	9,088,000	△45,000	9,043,000
	10 介護予防サービス等諸費	311,000	30,000	341,000
	15 その他諸費	6,300	0	6,300
	20 高額介護サービス等費	283,900	0	283,900
	23 高額医療合算介護サービス等費	40,000	0	40,000
	25 特定入所者介護サービス等費	220,500	0	220,500
15 地域支援事業費		775,834	△44,000	731,834
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	315,849	△26,000	289,849
	10 一般介護予防事業費	61,117	△8,000	53,117
	15 包括的支援事業費・任意事業費	398,202	△10,000	388,202
	20 その他諸費	666	0	666
25 基金積立金		34	1,192	1,226
	5 基金積立金	34	1,192	1,226
35 諸支出金		29,237	113,547	142,784
	5 償還金及び還付加算金	29,237	113,547	142,784
歳 出 合 計		11,034,000	35,539	11,069,539

第17号議案

令和2年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度安城市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,322,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 後期高齢者医療保険料		2,031,500	5,500	2,037,000
	5 後期高齢者医療保険料	2,031,500	5,500	2,037,000
10 繰入金		273,963	△3,200	270,763
	5 一般会計繰入金	273,963	△3,200	270,763
15 繰越金		8,800	1,000	9,800
	5 繰越金	8,800	1,000	9,800
20 諸収入		4,737	500	5,237
	5 延滞金、加算金及び過料	1	500	501
歳 入 合 計		2,319,000	3,800	2,322,800

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		9,963	800	10,763
	5 徴収費	9,963	800	10,763
10 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,304,301	3,000	2,307,301
	5 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,304,301	3,000	2,307,301
歳 出 合 計		2,319,000	3,800	2,322,800

第18号議案

令和2年度安城市特別定額給付金給付事業特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度安城市の特別定額給付金給付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260,131千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,129,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		19,390,000	△260,131	19,129,869
	5 国庫補助金	19,390,000	△260,131	19,129,869
歳 入 合 計		19,390,000	△260,131	19,129,869

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 特別定額給付金給付事業費		19,390,000	△260,131	19,129,869
	5 特別定額給付金給付事業費	19,390,000	△260,131	19,129,869
歳 出 合 計		19,390,000	△260,131	19,129,869

第19号議案

令和2年度安城市水道事業会計補正予算（第3号）について

（総則）

第1条 令和2年度安城市の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度安城市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	既決予定額	補正予定額	計
（4）主要な建設改良事業			
水道施設拡張工事	592,028千円	△27,000千円	565,028千円
（収益的収入及び支出）			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	3,407,000千円	△7,900千円	3,399,100千円
第10項 営業収益	2,873,549千円	△9,661千円	2,863,888千円
第20項 営業外収益	533,449千円	1,761千円	535,210千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 水道事業費用	3,339,000千円	△65,300千円	3,273,700千円
第10項 営業費用	3,274,221千円	△65,300千円	3,208,921千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,431,200千円は、減債積立金73,900千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,136,100千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,200千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	426,000千円	△19,800千円	406,200千円
第20項 一般会計出資金	117,691千円	8,100千円	125,791千円
第40項 工事負担金	203,199千円	△27,900千円	175,299千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	1,920,600千円	△83,200千円	1,837,400千円
第10項 建設改良費	1,846,719千円	△83,200千円	1,763,519千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	331,599千円	△11,833千円	319,766千円

令和3年3月2日提出

安城市長 神 谷 学

第20号議案

令和2年度安城市下水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 令和2年度安城市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度安城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	既決予定	補正予定	計
（4）主要な建設改良事業			
管渠整備工事費	1,153,783千円	△45,000千円	1,108,783千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	3,183,000千円	△71,380千円	3,111,620千円
第10項 営業収益	1,667,982千円	△1,137千円	1,666,845千円
第20項 営業外収益	1,470,015千円	△72,080千円	1,397,935千円
第30項 特別利益	45,003千円	1,837千円	46,840千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 下水道事業費用	3,127,000千円	△107,776千円	3,019,224千円
第10項 営業費用	2,801,028千円	△97,909千円	2,703,119千円
第20項 営業外費用	324,962千円	△10,067千円	314,895千円
第30項 特別損失	910千円	200千円	1,110千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,282,436千円は、当年度分損益勘定留保資金1,217,702千円、過年度分損益勘定留保資金1,045千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,689千円で補填するものとする。）」に改め、資本

的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	1,918,000千円	△116,625千円	1,801,375千円
第10項 企 業 債	702,100千円	△92,500千円	609,600千円
第20項 一般会計出資金	772,598千円	△44,275千円	728,323千円
第30項 工事負担金	2,880千円	5,600千円	8,480千円
第40項 受益者負担金	80,122千円	23,400千円	103,522千円
第50項 国 県 支 出 金	360,300千円	△8,850千円	351,450千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	3,236,000千円	△152,189千円	3,083,811千円
第10項 建設改良費 (企業債)	1,769,146千円	△152,189千円	1,616,957千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	630,100千円	△85,000千円	545,100千円
流域下水道事業	72,000千円	△7,500千円	64,500千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	175,211千円	△749千円	174,462千円

令和3年3月2日提出

安城市長 神 谷 学